

第九十六回国 参議院 大蔵委員会 會議録 第四号

昭和五十七年三月二十六日(金曜日)
午後一時一分開会

委員の異動

三月二十五日

辞任

関口 恵造君
宮澤 弘君

補欠選任

大河原太一郎君
鈴木 省吾君

出席者は左のとおり。

委員長

河本嘉久蔵君

理事

衛藤征士郎君

中村 太郎君

藤井 裕久君

穂山 篤君

塩出 啓典君

委員

岩動 道行君

大河原太一郎君

大坪健一郎君

梶木 又三君

嶋崎 均君

鈴木 省吾君

塚田十一郎君

藤井 孝男君

赤桐 操君

鈴木 和美君

和田 静夫君

多田 省吾君

矢追 秀彦君

近藤 忠孝君

三治 重信君

野末 陳平君

政府委員

大蔵政務次官 増岡 康治君

大蔵大臣官房審議官 水野 繁君

大蔵大臣官房審議官 矢澤富太郎君

事務局側 常任委員会専門員 伊藤 保君

参考人 税制調査会会長 小倉 武一君

日本商工会議所 税制委員会委員 前川 精一君

長 横濱国立大学教授 宇田川璋仁君

授

本日の會議に付した案件

○法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(河本嘉久蔵君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨二十五日、関口恵造君及び宮澤弘君が委員を辞任され、その補欠として大河原太一郎君及び鈴木省吾君が選任されました。

○委員長(河本嘉久蔵君) 法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、両案審査のため、参考人として税制調査会会長小倉武一君、日本商工会議所税制委員会

委員長前川精一君、横濱国立大学教授宇田川璋仁君、以上三名の方々の御出席をいただいております。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多忙のところ、本委員会に御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

委員を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。参考人の方々から忌憚のない御意見を承ります。

これより参考人の方々から御意見をお述べ願うわけでございますが、議事の進行上、最初に参考人の方からお一人十五分以内程度で御意見を述べいただきます。

その後委員の質疑にお答えいただく方法を進めてまいりたいと存じますので、よろしく御協力をお願いいたします。

○参考人(小倉武一君) ただいま委員長から御指名いただきました小倉でございます。

きょう、せっかく貴重な時間を私の参考意見を徴するために招きいただきましたが、御参考になるようなことを申し上げられるかどうかはなはだ心もとない次第であります。

私といたしましては、お招きにあずかりました趣旨にかんがみまして、昨年十二月における税制調査会の「昭和五十七年度の税制改正に関する答申」を中心としたしまして、その考え方を話をするということにいたしました。

まず、この「昭和五十七年度の税制改正に関する答申」の背景でございますが、その基本的な考え方について申し上げます。

御承知のとおり、昨年七月の臨時行政調査会の第一次答申、これを受けて、政府は五十七年度予算においては行財政改革による歳出抑制を中心にして財政再建を図ってまいると、こういう方針をとられたのであります。

したがって、税制調査会といたしましては、五十七年度における税制改正を検討するに当たりましては、新しい税目の導入とか、あるいは税率を引き上げるといふようなことはまず考慮の外に置くという判断のもとで断をいたしました。

そういうような判断のもとで改正の具体的な項目を検討したわけであります。ただ、租税特別措置法をかんなく税制調査会で政策税制と、こう申しておるものにつきましては、かねてから税負担の公正という観点から常に毎年ぐらいい見直しを行ってきたのであります。

が、こういう時節柄でもございまして、当然政策税制については見直しをする、それからまた、政策税制以外の措置につきましても、社会経済の変化に応じて見直しを進めていくことが必要である部分については見直しを進めていくという方針をとったわけであります。

したがって、五十七年度におきましては、このような観点から税制の見直しを必要とし、一方において厳しい財政事情というものを考慮しまして、まず徹底した歳出の削減が行われるというところ、また税外収入についても確保の努力がなされるというようなことを前提にいたしまして、税制上も所要の措置を講ずるのが適当であらうと、こういう考え方をとった次第であります。

次に、五十七年度の税制改正の具体的な内容でございますが、もうすでに御承知のとおりかと思ひますが、まず第一は、租税特別措置法の整理合理化であります。

租税特別措置法につきましては、特に五十一年度以降積極的に整理合理化を進めてまいっており、中期答申におきましても、「税負担の公正を確保する見地からの政策税制の整理合理化は、当面、おおむね一段落した」と、

こういったように税制調査会で認識をしたようなふうに整理合理化を遂げてまいった次第であります。しかしながら、なお現下の厳しい財政事情のもとで、租税負担の公正を図ると、こういう趣旨で一段と強く整理合理化が要請されるということも考慮しまして、企業関係の租税特別措置につきましてさらに見直しを行うことにいたしました次第であります。

次は、同じく特別措置の中にも入っておりますが、大分性格が違ふ交際費課税につきましては、累次課税の強化を行ってきた次第であります。なお巨額に交際費が上るといふような実態もございします。このことについて社会的な批判も強くなつておるといふことを考慮しまして、交際費課税は原則として全額課税をするというたてまえで課税の強化を図ることにいたしました次第であります。

次は、貸し倒れ引当金の法定繰入率の引き下げであります。引当金は、先ほど申しましたような政策的な特別措置、政策税制ではないという税制調査会の認識でございすけれども、その繰入率が高過ぎるかどうかというところは、やはり負担の不均衡を生ずるようなことがないように実態に即して絶えず見直しを行つていく必要があるというふうな考えで次第であります。したがうして、金融、保険業につきましてはすでにそういう措置がとられておるのでありますので、それ以外、金融、保険業以外の業種につきましては貸し倒れ引当金の繰入率のことにございまして、平均の貸し倒れの実績などを考慮しまして繰入率を引き下げるということにしたら適当であるという、こういう答申をいたしました次第であります。

次は、法人税の延納制度の圧縮であります。法人税の延納制度は久しく行われてまいりましたけれども、こういう財政事情にがんがみすといふと、所得税の延納制度とのバランスなどを勘案しますと、多少バランスを失しているといふうなこともございします。現在の法人税における

延納制度の延納割合の圧縮を図るといふようなことをするのが適当であらう、こう考えた次第であります。

最後に、ちょっと申し上げますと、所得税の減税でございす。これにつきましても税制調査会で行われている議論が行われたのでありますので御紹介をしたいと思います。

税制調査会におきましても、所得税の課税最低限が昭和五十三年以来据え置きになつていて、その後物価の上昇があるといふようなこともあり、また実質的に所得もふえるといふことがありまして、所得税負担が非常に上昇してきています。そこで、課税最低限の引き上げというの必要ではないかという御意見があつたのであります。また他方、昨今特にそういう強い意見が生じておるやに、個人消費を喚起して景気回復を促進する必要があるのではないかという意見も税制調査会のときからございまして、そういう観点から、所得税の減税を図るべきであるという御意見もございしました。そういう御意見も踏まえて、いろいろ議論を重ねました結果、五十七年度においては、どうも財政事情がいかに苦しいといううなことで、見合ふすはかなるうといううな結論になつたのであります。

それにつきましては、個人所得に対する所得税の負担率が国際的に見ますと、むしろ低い方にある、非常に低い方にあるといふことであります。それから、この数年來の状況を見ても、どうも、税引き後の所得の増加というのはいささか、どうも言ひますか、低位の所得者の方が伸び率が落ちて、むしろいささか高所得者の方では減少する、こういうふうな状況になつておりました。所得税といへば、まづどちらかと言ひますれば低所得者の所得税を軽減するといふことが当然のようになつておるのですけれども、またそれも非常に理由のあるところかと思ひますが、五十二年度と五十六年度と比較してみますと、必ずしも高所得者がその後有利なように税負担が

展開しているといふこともないようでありま

す。次は、個人消費を積極的に拡大して景気の回復等に寄与するといふ観点からの問題であります。これにつきましても御承知のことかと思ひますけれども、どうもわが国の実情から言つて、税負担を軽減して、それによつて消費をふやして景気の回復を図るといふふうには必ずしもうまく動かないのではないかと疑ひもございします。それから、そういう趣旨を込めて所得税を軽減するといふことであれば、相当多額のあるいはむしろ巨額と言へるほどの軽減をしなければいよいよ効果が薄いだらうといふことも考えられるのであります。そこで、先ほど申しました、御案内のとおり、財政事情もあつたので、五十七年度の所得税の軽減、減税といふことは見合ふせるのがしかるべきであらうといふのが多くの意見であつた次第であります。

ただ、これも御承知のとおりであります。所得税の現行の課税最低限あるいは税率構造といふのを長年据え置きにしておくといふことは、これもまた適当でないといふことは申すまでもないわけですが、したがうして、今後歳入、歳出面にわたつて、政府におかれましても徹底した見直しを行つて、そして財政再建のめどがつくといふようなときに、課税最低限あるいは税率構造の見直しをするといふことが、きわめて望ましいのではないかと、あるいは考へておる次第であります。

なお、所得税というのは、制度のたてまえては非常に公正な税制といふことになつておるわけでありまして、また、たてまえてはそれに違ひないと思つておられますけれども、執行の面を考へますといふと、やはり所得税につきましても公正を確保するといふ観点から非常に重要なように思ひます。したがうして、税制調査会におきましては、所得税の徴収の執行の上で公正なあり方を担保するといふことで制度上欠けるところがあるのではないかと、あるいは制度上整備すべき

点があれば考へたらどうかといふことでその検討を行う。「納税環境の整備」といふ言葉でそういう趣旨のことをうたつておるわけでありすけれども、納税環境の整備について検討を進めるといふことにしたいと、こういうふうに税制調査会としては考へておつた次第であります。

簡単にございすが、以上でもつて御説明を終ります。

○委員長(河本嘉久蔵君) ありがとうございます。

次に、前川参考人をお願いいたします。

○参考人(前川精一君) ただいま御紹介を得ました。前川でございます。私も日本商工会議所は、全国にわたり多数の中小企業者を擁しております。もちろん会員の中には大企業の方もいらつしやいます。数に占めては圧倒的に中小企業者が多い。したがうして、昨今のように景気の沈滞が長引きますと、元來非常にその資本力において、また資本の調達力において力の少ない中小法人にとりましては、必要な資本を獲得するのが大変な難でございます。まづ、昨年の十一月十九日に五十七年度税制改正に関する要望として、日本商工会議所から提出されたもののアウトラインについて申し上げます。

目下、行財政改革ということが、国民的あるいは国家的最大の課題として取り上げられておりますが、日本商工会議所におきましても、特に税の面におきましては、増税なき財政再建を達成するはかどがないんだという結論でございす。これに従ひまして、五十七年度税制改正に当たつては実質的に税負担が増大し、特に中小企業を中心とした企業が、その企業活動の制約を受けることがないよう、それからまた、それぞれの中小法人がいわゆるどのくらいの担税力を持っているんだというふうなことで配慮しながら、極力新税もしくは増税を回避する。そして税負担の公平化、企業活力の増進で、国家的に考へまして、やはり全産業の中で中小企業の占める位置という

のが非常に、生産性こそ大企業に相当な差がつけられておりますが、その従事している納税者及び国民の数からいって、あるいは事業所の数からいっても見逃し得ないものであるということを前提にお考え願いたい。

したがって、一部重複いたしますが、先ほど小倉参考人が申されました延納制度の縮減ということは、これはぜひ避けていただきたい。中小企業にとっては、税金が払えないから金を貸してくれと言つと、どこの銀行でも断りを食うわけでありませう。なぜならば、中小企業が金融機関から資金の調達をするためには大企業以上に細かいいろいろな条件を付せられます。まず運転資本であるか固定資本であるか、その資本の内容、それを調達するにわける銀行で言う貸し金——企業側で言う借入金、何にお使いになるんですかというのを具体的に詳細に聞くわけでありませう。

その場合に、これは偶然利益が出ました、不況にもかかわらず利益が出ました。ところが在庫も増加をし、売掛金も相当な額増加をしておりまして、会社には全然金がない。したがって、延納をせざるを得ないんだ。税金を取る方の国の課税当局から言いますれば、なるべく早く取りたいという気持ちは大いに理解できますが、納税者といつたしましてはなるべく年間を通じて平たく払っていきたい、極端に言うならば、法人税でも毎月毎月同じような額を払うようになっておれば、中小法人にとって資金繰りがより一層しやすいのではなからうかということも事実でございます。

次に、退職金につきまして、その引当額がわれわれの予期に反しまして、従来五〇%であるものが四〇%に一律に引き下げられたわけでございます。ところが、中小法人にとっては、われわれがつぶさに検討を加えますと、自己資本の調達さえも容易でない。また、非公開制の有限会社の出資持ち分あるいは株式会社といえども、いわゆる相場がない基準がないということで、時価発行等は商法上の規定を使つても現実にはできない。した

がつて、この退職金に対する支払い保全の措置というものは大企業に比して物すごく重要性が高いと考えられます。

あえて言うならば、五〇%であった時代に日本商工会議所の税制委員会の関係者たちは、むしろ中小法人に対しては六〇%に上げてもらつてはどうかという意見も多々ありました。ところが、国全体のバランスからいって四〇%に下がったので、これをまた六〇%に戻せという意見はちよつと矛盾というか、非常にむずかしい発言ではなからうかというので遠慮した形になっております。

次に交際費でございますが、やはり中小法人の特徴と申しますと、いわゆる商慣習がそれぞれの業種によつて違つております。それから、外部的な交際費を使うという環境を自力で変更することがなかなかむずかしい。それがいま考えられていゝるとおり全体が益金処分である、いわゆる役員賞与と同じように遇されたのでは、中小企業は自分の事業が逆に衰えていくのではなからうかというようなことが危ぶまれておる次第でございます。

次に、土地の譲渡益に対するいわゆる重課と申しまして、欠損であつても譲渡益の部分には課税をする、これはぜひもうこの辺で廃止をしていただきたい。あるいはにわか廃止ができないならば、せめて五年間以上保有したものについては免除をしてもらいたいというようなことが述べられております。

次に、法人税の中で減価償却資産の耐用年数を相当長期間不動のままで、わずかな改正は行われておりますが、大綱的にはほとんど従前のものを使用しております。したがって、この耐用年数についての見直しをする同時に、特定の地域から日本商工会議所に特に強い要望がありましたことは、豪雪地帯におけるいわゆる雪の処理をする費用、こういうものについてわずかも構わないから何らかの特段の考慮を払つて、雪の積もらないところとたくさん積もつちやつて企業活動

ができないと、したがって、莫大な費用をかけても除雪をしなければならぬ、このハンディの調整をしてくれというようにございまして。

最後に、簡単に措置法関係について申し上げますと、日本の税制は全体的に見まして非常に措置法を使つての諸規定が多いわけでありませう。したがって、一遍にというわけではなく、漸次措置法は期限の到来とともに各関係機関において審議を慎重に行つて、要らないものは廃止し、要るものはそれの本法に移しかえるという方が、税体系の理解を国民の全般に持たせるには好都合ではなからうかという意見を持っております。

持ち時間を大体終了いたしましたので、以上をもって終わります。

○委員長(河本嘉久蔵君) ありがとうございます。

次に、宇田川参考人にお願ひいたします。

○参考人(宇田川瑞仁君) 宇田川でございます。私は、財政学会の末端にいる者として、ことさら土地税制についてエキスパートというわけではございせんが、当委員会が特に土地税制について意見を述べろというお話でございますので、土地税制についてしぼつて意見を申し上げます。

まあ土地その他一般に資産課税につきまして、は、税制上きわめて複雑、またいろんな難問を抱えております。資産課税、すなわち土地、家屋あるいは金融資産、こういうものをそれぞれ所得税、法人税というカテゴリーの中でどのように課税していくか。それから、この税制を政策税制として使うにはどういふふうにすべきか、大変むずかしい問題を持つてゐるわけでございます。

わが国の場合、よく知られておりますように昭和四十四年からいわゆる土地税制に踏み切つた。その昭和四十四年土地税制は大変ドラステックでありまして、ある意味で大変有効でありました。御存じのように、一番早く土地を放せば税率を安くすると、一年、二年たてばもう少し上げる、も

う少したてばもっと上げるといふのをこの出発時点においてアナウンスしたわけでありませうから、当然土地保有者は土地を放出する。そういうアナウンスメントエフェクトというのは大変強く効く。そういう意味で土地税制はそれなりに有効であつた。

しかし、あのときの土地税制は、その買う方の法人サイドにおいていろんな事情があつたと思ひますが、私も残念に思ひのは、レギュレーションが少しも行われず、デベロッパであれスペキエレーションであれ、すべて法人、買う方については手ばかりであつた。そういうことから見て、土地だけが出て、そして土地成り金が出て、法人のまた投機利益が生ずるということ国民の批判を浴びまして、一挙、政府御当局が昭和五十一年から逆転して土地課税強化という方向に移つて、今日に——その間少しづつ緩和がなされていつたわけでありませうが、そういうことで今日まで来ている。

その後どうなつたかといひますと、私自身全く実業界その他におりませんし、また私自身不幸にも、あるいは幸いにも土地その他資産の売買をしたことはありませんので、その間のフィードバックとしてはよくわからないのでありますけれども、一般的に言われていることは、土地が出てこない、売らないと、こういうことであります。で、それは昨年の経済白書、昨年の夏出たわけでありませうが、経済白書にもそのことははっきりと指摘されてゐるわけでございます。

要するに、敷地面積が狭小化していると、白書の一部のところを少し読ませていただきますが、どうしてこういう敷地面積が狭小化したかといひますと、「土地供給が減少し、地価が上昇するなかで、敷地が狭小化しても持家取得したいという需要者の行動」が一方にある。それから、今度供給サイドとして、「民間宅地開発事業者が小規模開発の場合には用地取得が容易」だ。つまり、また小規模開発でなければ用地取得が容易でない。小規模であれば各種の規制が緩やかになる

ということから、経営上メリットの大きいいわゆるミニ開発、小規模開発による宅地の細分化に向かうという、この両方の、需要サイドと供給サイドの両者が相まって生じたんだと、こう言つて分析しております。

また、私なんか新聞その他雑誌、あるいは直接いろいろなところで伺いまして、短期、長期というふうに分かれてはいる土地税制、しかも短期というのが昭和四十四年一時点で押さえて、それ以後は短期の土地譲渡所得ということになっていく。そういうところで、土地を短期で売るときは、あつても譲渡所得の特別控除として現在、改正前として居住用財産については三千万までの特別控除がある。それから収用交換等にも三千万円等がある。つまり、こういうような限りにおいて短期の土地は出てくる。つまり、短期というのは昭和四十四年以降取得したものは出てくる。それから、それ以前に持っている、いわゆる長期譲渡所得についても四分の三という税率が適用されるものはほとんどない。そんなばかばかしいことではない。それ以前の、もつと二〇〇%適用金額であるとかあるいは二分の一適用金額であるとか、つまり切り売りということ、なかなか土地供給というものが出てこないということも伺つております。つまり、はつきり言えることは、ある程度税制が阻害要因となつていくことは否めない。

そこで、これからの課題といたしましては、非常にデリケートといえますが、微妙といえますが、阻害要因をいかに排除していくか、かつ公平税制をいかに維持するかという、いわば非常に狭い道を進まなければならないという状況にあるだろうと思ひます。

それでは、まず阻害要因——まあこれから私の考え、それからその他諸外国の関連等を見て私個人の意見になるわけですが、阻害要因の排除ということ結局どういふことかといひますと、私の思うにはやはり恒久化以外に手はない。税制を安定的、恒久的なものにするということが

基本的だろうと思つてわけです。まあ私自身、土地税制というのは現代の財政問題の大きな問題でありますから、たとえ専門としておりませんけれども、あちこちで勉強する機会を持つて、たとえ業者の方々に会うことなどもありましたが、そういう方々が言うのには、税制はたとえ諸外国に比べ高くていい、要するに安定してくれなければ買つ方も商売できない、売る方も恐らく商売できないであらう。

土地というものは、これは特にわれわれ日本人といたしましては、いわば一度握つたらばなかなか手放さないというふうな、島国に育つた日本国民はそういう一つの傾向を持つてゐる。一世一代の商売をやるわけでありまして、他の年々入つてくるものと違つて大變經濟計算を厳密にやる。要するに現在の税制がどうかということと同時に、将来どういふ方向にいくのかという、そういうエクスペクテーションがかなり働いてゐる。たとえいまのような大變激しい税制をしていいたとしても、これはこんなのが続くわけないということになれば、いずれもつと緩むかもしれないというところまで待つというふうな、そういう一世一代の商売をするわけでありまして、非常にエクスペクテーションというものが効く。だからそういうものがある限り、たとえ安くしても、もつと安くすると思へば安くもなつて土地を手放さな

い。高くなつたとしても、もつと高くなるだろうと思へば高くなつたところで手放すという、きわめて普通のロジックでは、単純なロジックではわからないところがあるだろうと思ひます。

それから、これも昨年出た經濟白書の指摘でありますけれども、要するに、現在の農家についてこのような分析をしております。もう農家は通常、所得の面から見ると土地を売却して現金を手にする必要に迫られてゐない。もういまはお金を欲しいからという状況にない。それから農家の資金需要がほとんど一巡したこともその後の農家の土地供給量の減少を招いてゐる。税制面でも、御存じのようにことしから変えられようとしており

ますけれども、いわゆるC農地問題がある。それからA、B農地についても条例によつて地方団体で減額措置が講じられてゐる。そういうようなことで短期の税制で土地を売つたり手放そうという状況にはない。

したがひまして、そういう土地保有者の經濟状況等も考えますと、私はやはりロングランの安定的な恒久的な制度というものが望ましいと思つてわけでございます。そういう意味で、世界に類のないような現在の税制からいけば所得税法本則に戻らうという現在の政府案というものはそれなりに評価できるものと私自身は思つておるわけでございます。

それから、公平ということも、要するにそういうロングランであるとすれば、わが国は幸いにも資産課税について、キャピタルゲインについて課税所得として見きわめてゐる。それを所得税法の中で本則ではつきりうたつてゐるわけでありまして、要するに本則に戻るといふのが安定、恒久的な方向だと思つてわけでありまして、

で、諸外国、私もこの土地税制に関心ありまして、幸いあるところから課題をいただきまして、財政学者だけで数人欧米諸國を、八〇年、いまから一年半ほど前でありましたけれども、各國土地税制を見てまいりました。ヨーロッパそれからアメリカすべて見てまいつたわけでありましてけれども、ヨーロッパの場合は、御存じのようにいづこの國においても日本ほどひどくはないといひました。大都市に人口が集中する、土地問題、住宅問題というのはいずれも同じような問題を抱えてゐる。

特にヨーロッパの場合は、よく知られてゐるように政治的にかなり激変がある國であります。英、国、フランス、イタリア、それから、そういうところである政界がかなりラジカルなことをやつたとしても、先ほどのエクスペクテーションありということ、ほとんどそれが効果がないといふことがわかりまして、戦後三十年代のヨーロッパの土地あるいは資産課税は、要するに先ほ

ど私が言ひましたように恒久化する、安定的なものにするという方向に尽きております。とりわけ英國は、これは私も財政学者から見ると税制の本家でありまして、所得税、法人税、大變日本の租税勉強にとつて影響するような伝統的な國であります。英國はこのキャピタルゲインについて所得源泉税といひまして、カレントに年々入つてくる所得には所得税かけるけれども、譲渡所得には伝統的にかけていなかったわけでありまして、フランスも同じような……

ところが、そういうことでやはりいかにぬといふことで、いわばそういう英國固有のフィロソフィを捨てまして、いまや日本、アメリカその他だれでもが納得するように、キャピタルゲインは課税対象であるといふふうな、そういう課税ベースをきちんと世界共通のものにすると、そういう中で、この中で恒久的な税制を立てるといふ方向にあります。英國は終戦後、労働党がある程度長く天下をとつて、開発用地税といつて開発利益に対しては将来は一〇〇%税をかける、つまり国有化に持つていこうというふうなことでやりましたけれども、結局これも有効でありまして、いまや現労働党もこの案は完全に捨ててキャピタルゲイン課税と、英國はわずかに——わずかにどう知りませんが、三〇%であります。アメリカも御存じのように四割、譲渡所得に対しては税金をかけるというふうなことであります。

時間が参りましたので、この辺で急ぎますが、方向づけとしては、この資産課税については、この三十年間世界を挙げてトライアル・アンド・エラーを重ねた結果、やはりエラーから抜ける道というものはバーマネットとスタビリティを持つという税制でなければ、結局こういう特殊資産という、資産というものはほかの商品に比べてある意味で特殊かもしれませんが、そういう意味のものを安定的にマーケットの中で需要供給させるためにはそういう税制でなければならぬといふことを、わが國もそうでありましようし、世界がようやく學んでゐるのではないかと思つてわけござい

ます。
簡単でございますが、以上で終わらしていただきます。

○委員長(河本嘉久蔵君) ありがとうございます。

以上で参考人の意見の陳述は終わりました。
速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(河本嘉久蔵君) 速記を起して。

これより参考人に対する質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。

○稲山篤君 どうもきょうは大変御苦勞さまで

す。
いま委員長からお話がありました。宇田川先生の時間の関係がありますので、私の質問は二回に分けるといふ相談になっておりますので、御了解をいただきたいと思ひます。

最初に、小倉参考人にお伺いをしますが、おとし、昭和五十五年の十二月の二十日の日に、五十六年度の税制改正の答申を行つて五十六年度予算税制改正に合わせたわけですが、そのとき歳出カットであるとかあるいは国債の二兆円削減であるとか、いろいろなことが指摘をされ、さらに一兆四千億円に上ります総ざらひ的な課税を行つたわけですね。

そこで、一つお伺いしますが、一昨年の十二月、答申をする当時、税調全体の意見として昭和五十六年度がこれほど税収が落ち込むといふふうな議論がされたかどうか、あるいはそういう分析がなされてなおかつ一兆四千億円程度の総ざらひ課税といふものを答申をしたかどうかということが最初であります。

それから二つ目に、先ほど減税の問題についてお話がありました。財政事情からいへば見合おせるほかはない、できる限り早く実現するためにも徴税の、あるいは納税の環境を整備する、そういうお話があったわけですが、その環境整備といふのは、いま御案内のとおり国は財政再建の三年計画を提示しているわけですね。その財政再建

のめどがつくまでは見合わせるという意味であるのか、あるいは財政状況がある程度好転をすれば減税をするということになるのかどうか。

それから、これもまた前に戻るわけですが、その五十五年十二月二十日の答申の中にも、五十七年以降は課税ベースの広い間接税について検討をしたいと、こういうふうな答申も触れていたわけですね。その当時の考え方と、いま私が申し上げました減税とかかわり合ひは会長としてどういふふうに考えられているのか、その点をお伺いをします。

それから、まとめて非常に恐縮であります。グリーンカード制の問題について、御案内のとおり五十九年度から実施をすることになりました。それにつきまして内外から非常な意見が出てくるわけでありまして、大蔵大臣は当委員会、そういう意見を反映をしましてグリーンカード制を実施した後で税率構造について考えたい、こういうお話もあったところでありまして、会長さんのひとつその辺についてのお考えをいただきたいと思ひます。

それから、あわせて宇田川先生にもお伺いするわけですが、いま宇田川先生からもこの土地税制の変遷について若干の解説が行われました。

そこで問題になりますのは、今回、土地住宅税制についてかなり広範に手をつけたわけですが、税制調査会としては、この税制改正によりまして、土地の供給なりあるいは宅地の供給なり、ひいては住宅の建設の問題についてポリシームとしてどの程度のことを予想をされて議論がされたのか、答申をされたのか、当然これは二つの面から議論がされたと思ひます。土地の供給を促進をする、まあ住宅の建設についても誘導をする、と、こういうねらいもあったと思ひますが、税体系上考えてみて、今回これに手をつけましたとしばらくの間は税制改正はやらないうで済む、あるいはまあやらない方がよいといふふうな考え方、答申をされたかどうかといふことをお伺いをします。

それから、同じような質問ですが、宇田川先生

に、先生の論文を読んでみますと、土地を商品の位置にとどめる限り、さしあたりの問題というところで、二つの問題の提起をされております。それは保有税の強化と譲渡所得課税の手直しがいいたではないか、こういうふうな論文では指摘をされておるわけですが、その二つの指摘についてどういふ程度に、あるいはまあどういふ水準に言つてもいいと思ひますが、保有課税の強化なり手直しの範囲を先生としては考えられているかどうか、その点をお伺いをしておきたいと思ひます。

以上です。

○参考人(小倉武二君) 私に対しての御質問についてお答えします。

まず最初の、五十六年度の税制改正に当たつて税収の関係をどう見ておつたかといふことでございますが、これはたしか答申にもうたつておつたと思ひますが、大体順調な税収が期待できる、こういう前提であつたかと思ひます。

それから間接税、課税ベースの広い間接税といふことについて検討を要するだろうといふこともお尋ねのとおりでございます。当時としてはさうな考え方であつたわけでありまして、その後政府その他の国会の御決議等もございましたし、これはいわば税調としては一遍そういう一般的な間接税の導入といふことを検討する必要がある。むしろできるだけ早い機会にそういう措置を講ずる必要があるといふ答申までしたこともござい

ますが、現在のところはいわば棚上げになつておる、税制調査会としては、別にそういう棚上げをするといふ決議をしたわけではありませぬけれども、事実問題としてはそういうことになつておるように思ひます。

それから、減税の問題であります。当時一般の間接税の導入といふことを考えました場合には、当然そのうらはらとして、今日一部で御議論になつておるような大型減税がセットになつて考へられておつたというわけではなかつた、こ

それから、グリーンカードについてのお尋ねでございますが、これはグリーンカードの導入といふことにつきましては、多年の利子配当の総合課税といふことの問題がこれによつておおよその改正になるということで、税制調査会として政府に答申申し上げた、政府もその答申に沿つて法律を提出され、それが通りまして具体的な実行に移されておるということでありまして、御承知のとおりであります。

それにつきましてなお批判があるといひますが、再検討の御議論もあるやに聞いておりますが、それは承知はある程度してありますけれども、税制調査会としてはこの昨今の御意見を受けて再検討をしたかどうかといふことは、その後昨年の、この五十七年度についての税制改正についての答申を申し上げました後には税制調査会が開催してありませんので、昨年の暮れから今日までの間に、グリーンカードについてのいろいろの御検討の結果の御批判もあるやうでございますが、ちょうどその間税制調査会が開いておりませんので、税制調査会としてどうだといふことはちょっと申し上げにくいのでありますが、せつかく多年の懸案がグリーンカードといふことで制度が具体化してま

いって、やがて実施に移されようとしておるこの段階で、恐らく税制調査会としてこれを見直しすべしといふような結論にはなると、こ

う思つております。

それから、土地につきましてですけれども、これは宇田川参考人も申されました、また御質問の中にもございましたように、土地税制については長期安定的なものがよろしいといふことは、これは恐らく先ほどの四十四年以降の非常に暫定的な土地税制は、これは特別の例外でございまして、長期安定的な税制がよろしいといふことは恐らく大方の意見の一致するところでありまして、また税制調査会でもそういう趣旨で昨年の答申もできておるのであります。

まして、税制調査会としては残念ながら一本の答申でござるべしというところの結論は得なかつたのであります。ただ、政府のお決めにいたしました、ただいま国会で御審議願つています土地税制について、それが税の増減にどう影響するかという点についてのお尋ねもあつたかと思ひますが、税制調査会ではただいま申しましたように、どうしたらいいかと一本の議論になつておらなかつた、審議の期間も非常に短かつたという点もありまして、増減がどうなるということについて詰めた議論はなかつたやに思ひます。恐らく増減がプラス・マイナス・ゼロであらうというのがこれはそのときの感觸で、別に計算したわけでもないと思ひますが、そうじゃなかつたかというふうに思ひます。

以上でございます。

○参考人(宇田川瑞仁君) これからの税制として、私は確かに新聞にそんなことを結論として書きまして、いまでもちろんそう思つております。どの程度かというところでござりますが、私も何も調査事務局持つておりませんので詰めてはわかりませんけれども、基本的な考えとしては多分こんなことになるだらうと思ひます。これは、世界もそうでありまして、日本も短期譲渡所得は総合課税でいだらうと。総合課税でありますから、幸いにもあるいはお金持ちには不幸にも、日本の所得税制は大変累進度が高い。したがひまして、あれをまともな適用をいたしますと七〇%—七五%ですか、その方々の境界税率に於いて六割であり、七割という形で短期の譲渡所得、キャピタルゲインは所得税として把握されるということではないだらうと思ひます。

それから、長期譲渡所得税については、一体長期というのはどういうふうにか考へるか。アメリカは一年なんですね。それから、フランスは要するに保有して一年していれば長期。フランスは二年、西ドイツも二年というふうなことで、わが国では本則は五年であります。しかし、いまの改正案見ますとおよそ十年というふうなことで、要するに本則では少し甘過ぎるというふうに政府はお考へようで、要するに十年というところで、私も日本の場合は土地問題というものが各国よりも深刻であるというところで、やはり五年では甘い、五年持つていければもう長期譲渡所得になるのはやはり甘いというふうにか考へて、十年ぐらい持つていても、まあ九年持つていてもそれは短期だとしてよからうと思ひます。

それから、長期にした、じゃ税率を今度はどうするかというところになりますと、先ほどもちよつと触れましたように、たとえばアメリカは四割。イギリスは長短持たずに要するにキャピタルゲインは全部三〇%。それから西ドイツは、これは不思議な国であります、短期だけ税金をかけるけれども、長期の、だから二年以上持つていますとキャピタルゲイン課税はしないんですね。これは税金かけない。だからこれも話にならない。フランスは五分五厘というふうなことで特殊なテクニックを使つていけるというふうなことで、せつかく私はさつき長期安定的と言ひましたから、所得税法に就いて二つの一と書いてある以上、それを三分の一とかあるいはまた変えるというの、またそういう意味でステイブルな税制に反するといふイメージを与えることになるので、やはり本則に戻つて二つの一というところが、客観的な根拠はありませぬけれども、恒久かつ安定という効果を与える意味では本則に戻るといふのがよからうというふうに思ひます。譲渡所得については大体そういうこと。

それから、保有税になりますと、わが国の場合は、地方税、固定資産税、特別土地保有税ということとござひまして、固定資産税をきちんと時価評価というのが私の考へであります、時価評価してきちんと税金をかける。しかし、固定資産税といふのは非常にまたある意味でデリケート、むずかしい問題だらうと思ひます。この国会においても、新聞等で見ますと、固定資産税がこう年上がついていくといふのはこれからの社会状況のものと問題だといふことを指摘されたようであり

ますが、そういう御意見の代議士先生方が大ぜいいらつしやるということをお伺ひしております。

そういう意味で、これから確かに老人社会、高齢化していくという社会の中で、保有するだけでカレントに、一回限りじゃない、毎年毎年固定資産税を払つていくといふのは、一方で保有をした以上負担力があるんだから、しかも保有税強化という観点から見て、日本の土地問題から見て、非常に希少価値のある土地を保有している以上税金を納めるべきだということもわかりますけれども、担保能力がだんだんとそれにバランスしていく、保有と所得とは一応並行する場合はありますけれども、一応セパレートされている場合もある。ですから私は、固定資産税といふのは恒久的な税制であるわけでありまして、固定資産税といふものはその点、ややこれから日本型の工夫をしないといけないんじゃないかと思ひます。

そういう例として、アメリカはすでにサークキツトブレーカーと言ひまして、老人には固定資産税を—アメリカの地方税は固定資産税がほとんどを占めてゐるわけでありまして、そこではかなりそういう老人を優遇するとか、そういう工夫をこらしたつあるわけでありまして、保有税強化の中で高齢化で所得と並行しない固定資産税その他について、保有税について工夫をこれから私どももしなければならませぬし、また国会の先生方にもお願いしたいと思ひます。また国会の先生方にもお願いしたいと思ひます。

○磯山篤君 それでは引き続いて行ひますが、前川さんにお願ひします。

最近、記帳義務の導入ということが内外でずいぶん議論をされておるわけですが、商工会議所の中で、この記帳義務の問題について意思表示がまとまつておればお考えを発表していただきたいし、また統一的にまとまつていないとするならば、参考人の個人的な御意見で結構ですから、ひとつお伺ひします。

をしますが、この間接税のあり方を考へる場合に、まだ現行の間接税なんかなく物品税につきましては、範囲の拡大をしたりあるいは増税をするというふうな余地があるかどうかという点についてお考へをいただきたい。

また、それとの関係におきまして、いやもはや物品税の増税というのはいささか税負担を不公平にする。それよりも税体系上からは別な方法ですね、一般的に言われております消費税とかあるいは付加価値税とか、そういうもの、どちらの方を考へ方として優先をされるか、その点をお伺ひしたいと思ひます。

それから、先ほども会長から土地税制につきましてお話がありましたから、それはそれで十分私も理解をいたしますが、先ほど参考人からも言われますように、しよつちゅう土地税制が変わりますとインフレ期待感といふものが、そういう期待感の方が強くなつて土地の供給が阻害される、そういうことは当然だらうというふうに思ひます。

かね太鼓で大騒ぎをしましても、私が調べたところによりますと、去年の暮れからことしにかけましてこういう事例がたゞさんあつたんですね。ことしは土地税制の改正が国会に提案をされる、いまのうちに土地を提供した方が得ですとか、あるいはいまのうちに住宅を購入した方が得ですと云つてふれ回つてゐる幾つかの事例を見聞をしたわけですが、そういうことも考へてみますと、やっぱりちよくちよく税制を変へるということとは余り望ましいことではないというふうに思ひますが、しかし一面、いまの状況でいきますとなかなか低廉な土地の供給がない。あつたにいたしましても非常に遠隔地であると、不便なところにあるというふうなところ、そういうふうにか考へます。

そこで本来はどういうふうにか考へた方がいいのかと思ひますが、住宅建設を景気対策の一環にして、金だけをどんどんどん民間にしろ政策

金融が準備をして督促をした、そういうことが一面では土地の価格を上げていく要因にもなっているわけですね、現実には。

そこで、もう一度会長と宇田川先生に、そういうふうな現実——土地が商品として動いている生身の問題を考へてみた場合に、安定的な価格にするあるいは土地の供給を容易に促進をするというためには、もう少し何らかのことを考えた方がよからうという御意見があるわけですが、もう少し突っ込んでこういう方法を研究したならばどうだろうというふうなこともあれば、ひとつ教えていただきたいと思います。

以上です。

○参考人(前川精一君) では、一番最初の御指名をいただいた私、前川でございますが、簡単に回答いたします。

ことしの四月以後開催される日本商工会議所の税制委員会では、恐らく記帳義務ということが相当大きな重要性を持って登場するであろうということが想像されます。その理由をいたしまして、昨年、実は私の知っている限りのいろいろな団体、たとえば地区の法人会、連合会あるいは青色申告会というところでもそういう問題を取り上げておるわけでありまして。

そこで、われわれの方は全国各地を眺めてみますと、小さい商工会議所ではそれほど問題にしておりませんが、中以上の商工会議所ではこういうことが言われております。昭和二十五年に青色申告というものが世界で初めてシャウ博士によって日本に導入をされて、日本はその税制のモルモットになったわけでありまして。そして漠然と三十二年間経過したわけでありまして。その反面、商法には帳簿を備える、すなわち商法上の記帳義務があるのに、特別法である所得税法あるいは法人税法も帳簿をきちんと備えることを強制しない、そういう納税者は白色の申告書を提出しない、そのかわり青色申告者とは若干のハンディがありますよと、損をしますよという取り決めだけしかない。

ところが、納税者多数の御意見を私が方々で拝聴いたしますと、もう時代はそういう時代ではない、帳簿を記録するということができなければいけません。この間、もう一つはオーガニゼーションの問題です。具体的に全国的な商工会議所あるいは商工会、これが指導者となって一部青色申告会、一部法人会がそれに加わり、国を挙げて三年間ぐらいのうちに記帳義務を法制化すべきである。それを過ぎた後はいわゆる国会の先生方に立法をしていただいて、記帳をしない者についてはペナルティーを課す。と同時に、法人税についてはぜひ現在の白色申告をやめる。まず法人から白色申告を撤廃する。次いで所得税も、その計算の内容も法人税に統一して撤廃をし青色一本に統一をする。

ですから青白だという区別はなくなるというような意見が、皆さん方の意見と偶然私の意見もそうであるが、私はそれについて相当自分の情熱をかけても実現したいと考えております。

ところが、昨年それを私が問題として取り上げることができなかった事情をいたしまして、大方の皆さん方が御存じのとおり、中小企業庁の中に設置された中小企業承継税制問題研究会というのがあるわけで、日本商工会議所といたしましては、税制委員会の中に小委員会を設けて、中央大学の富岡教授を座長にいたしまして承継税制を研究をしていただき、昨年の三月に答申をしていただいたんですが、これは要約しますと二つの項目に分かれます。中小企業者が相続する取引相場のない株式の評価方法を改善する、これが一番。一定面積以下の事業用または居住用の土地の相続税の課税評価額を四分の一に軽減する措置を講ずる、以上の二つの柱だけがまともだったわけでありまして、その他の方が先行いたしまして、記帳義務の方は本年度に移行されたというのが実際でございます。

以上でございます。

○参考人(小倉武一君) 間接税の中の物品税と一般的な消費税、あるいは付加価値税との関係についてお尋ねでございましたが、物品税を何と申しますか拡大していく、物品税の対象になる物品をふやしていくというののも一つの考え方かとも思います。ただし、物品税につきましても、その立法の趣旨、法律の趣旨がまあせいとくあるいは不急不要品というふうなことで、そういうものが中心になって仕組まれております。したがっていましめて、そういう伝統的な考え方を前提にする限りは、新製品が開発されたとか云々というふうなことで、物品税の対象になっていくものとの比較衡というふうなことでふやしていくべきものも無論若干つはございましょうが、余り幅広く物品税の対象を広げるというよりは、いかにがなものであらうかと。

要するに、物品税というものが、従来の考え方と余り拡大する場合の考え方とが非常に違ってくるというふうなことをどう考えるかという問題があるように思われます。そういうふうなこともあわせ考えた上で、かつて税制調査会では一般消費税というふうなものがむしろよろしかろうという結論だったかと思ひます。無論、一般消費税につきましても、いまの段階でどうということとはまた別の問題であります。どちらかと申しますれば物品税を拡大強化していくということについてはどちらかと言えど消極的であった、こう申し上げてよろしいかと思ひます。

それから、土地税制のことですが、税制調査会では、大部分の空気を申し上げますと、土地政策は必ずしもよく存じているわけではなく、私土地政策は必ずしもよく存じているわけではなく、今日土地政策——土地政策と言つてもよろしいかと思ひますが、土地政策がびしりと確立されないうちに、余りにも税制によって土地供給をふやすという考え方をとるといふことについては大方非常に消極的だったわけでありまして。土地政策についてどうこうというふうな立法措置等を伴った政策を講ずる、ついでに付随的に税制上もこういう措置をとって応援をしたらどうかというものであれば、真正面を受けて御審議ができるわけですが、本体の方がはつきり

しないままに、いきなり、毎年毎年税制についてことしはこうだというふうなことでこられたのはちょっと相手にしにくい、なりにくいというものが大部分の税制調査会の委員のお考えでなかったかというふうに思ひます。

いわば金融それから税制、こういうふうなことだけでもって土地供給をふやしていくというのには、どうも普通の商品といふよりも、物ならばそれでいいんだけれども、るる先ほどからいろいろ御意見の御開陳もありましたように、土地というものは、特に日本における土地というものは非常に限られたる存在である、資源である。特に可住地といふものは、そういうことになるとよけい狭い。そこで、そういうふうな自由市場を前提にして、その上で金融と財政でもって供給をふやしていくというふうな考え方というものは、いかにがなものであらうか。

これは、どちらかというところ私個人の意見みたいになりますけれども、いずれにしましても、土地政策がはつきりしないままに税制だけにおんぶされると、必ずしもそうではないんだらうと思ひますけれども、税制調査会の委員の多くの方はそういうふうな感觸をお持ちになっておるのであります。

したがって、先ほどから長期安定的な税制と、こう申しますけれども、また申されますけれども、その前提には、長期安定的な土地政策が確立されておることが伴わなくてはならぬと思ひます。と申しまして、私自身長期安定的な土地政策ないし土地政策がどうあるべきかということについては、申し上げるほどの研究なり蓄積はございません。

○参考人(宇田川謙仁君) 現在の土地問題、住宅問題について、私なんか都会にいて大変困っているものでございまして、それは個人的な、あるいは一人一人のことを考えずに全体を考えれば、私は、問題には解ける問題と解けない問題がある。要するにこういう前提でこれを解いてくれと申しても、この式は、解はノーである。解なしと

いう問題もあるのだと思うのです。私は、土地はそれにや近い、つまり現在土地が高いけれども、それは恐らく、よくわかりませんけれども、スベヤレションでどんどん買おうという人じやなくて、実需が六割か七割か八割か知りませんが、実需が工場であれ、あるいは個人の宅地であれ、実需が支えているんだろかと思うわけですね。

そういたしますと、その実需が、もし私の仮定でそれが実需であるといえますと、実需が値を上げていく。ということは、要するに現在のそういう実需という考え、もつとはつきり言ってしまうと、日本で、個人で一軒持つて、ほどほどの庭も持たたいというその希望はわかるけれども、わが国では、これは全く個人的なことで、だんだん暴論に近くなりますが、そういう指向は、そういう方向づけはやはり無理な国だ。ですから私は建設業界の方や、あるいは政府、建設省の方にやっぱりそういう指向を断念する、ギブアップするとか、そういうことでなければやばいけな

い。やはり東京に高層で住める、この東京の中で、あるいはこの郊外でというわけにはいかないだろう。

たとえば、英国なんか御存じのように日本と同じぐらい。しかしあそこは人口は六千万ぐらい。しかし、また旅行してみれば日本よりはるかに平地が広がっている。そういう英国でも、ちょっと三年ほど前の統計なんですけれども、持ち家は五四%、公共賃貸住宅は三二%ということで、なかなか普通の庶民というものは持ち家に入れない。ドイツでもやはり持ち家政策、持ち家ということを含んで、人間として希望するのですけれども、やはり持ち家という形ではなかなか夢はかなえられないという同じ悩みを持っている。

だからそういうことは暴論に近いかもしれないけれども、やはりそれですべてを、しかも低い地価でというわけにはいかない。やはり日本社会で、高層であつて、かつグリーンがあり共同生活ができるという、そういう住宅政策を根本的に見

直すということがどうしても先決問題としてあるんじゃないか。だからむしろそういう形で誘導していく、そのための土地政策であり、あるいは宅地政策という、また高層住宅には補助金を与えるとか、その他そういういろいろな誘導措置を講じていかないと、現行の実需のままで、またそういうことは可能かと思うのです。

私も、お米を食べていたのがいるんな理由でパンになったとか、やはりそれぞれちよつといま、少しずい例がもしもせんけれども、やはり日本なりの一億の人間を個人の経済計算上できるような形の方向づけ、私なんかは初めから家を持つてなんという気はさらさらありませんから、不可能である、解けない答えを追求するのはあはくさいと思つておられますので、もうそういうことを考へておられますが、広く見渡せば解けない問題を追つかけてもしょうがないんじゃないかというふうに思っています。

○多田省吾君 初めに一点だけ宇田川参考人にお尋ねしたいと思つます。

今回の租税特別措置法で土地譲渡税を緩めたわけですが、私たちが宅地供給効果は余り期待できないと、このように思つてゐるわけですが。逆に、あめとむちのむちの方ですか、地方税の方では三大都市圏において市街化区域の持ち物に對し選択的宅地並み課税制度というものを今度導入するということがございますが、政府の考えは管見を十年として五年ごとに見直ししていくということでございますので、私はやはりこれは土地を吐き出せない、このように思つますし、ますます租税特別措置法と地方税法の改正によつて土地の資産価値を高めて地主が土地を抱えてしまふんじゃないかと、このように思つておられますが、どう思われますか。

また先生のおっしゃる安定的、恒久的ということとは、私たちも賛成でございますが、ほかに先生として何か土地を吐き出すための有効なあめとむちの手法というものはお考えになつてゐるものがあるかどうかですね、お尋ねしたいと思つます。

○参考人 宇田川君へ 農地課税というのは、やはり非常にデリケートでありまして、これまで外国の話から入つて恐縮でございますけれども、アメリカで、いまアメリカは地方で州の中の税は固定資産税がこれは九割、八割で、地方団体の財政収入を賄つてゐる、日本以上の大きなウェイトを持つてゐるプロパティータックスなんです。これはこの税のかけ方はいづれにおいても評価し税金をかける。

一番問題になるのは農地なんです。だんだんと評価方法というものは時価評価、これはもう連邦の指導もあるし、それが一番公平だということとで次第に時価評価していく。そうすると、農業も時価評価ということになりますと、住宅地に近接してやつたりあるいは大都会に近い農業というものは固定資産税は重くなる。そういうことで、一方ではプリンスブルとして時価評価と。

他方、これはこぢょうと言葉が恐縮かもしれませんが、農業団体というのは政治的に非常に強いわけでございます。そしてまた、それと同時に、農業をやるといふこともまたこれは十分な産業政策上意味もあるといふことで、農業についてはアメリカはユース・バリュー・アセスメント。だから時価評価を原則としていながら、使用価値評価といふことをやつて農地については安くしてゐる。そのかわり州政府あるいは地方自治体と契約をするわけですね。契約をして農業をやりますと、途中で農業をやらずに土地を売つちやつたといふことになりまして契約違反でありますから、それからその土地を売つた農業以外の時価評価による税金をかけるだけじゃなくてベナルティーを科す。契約を破棄した。これはもう私はカリフォルニアと、実は行つたのはニューヨークだけ州政府へ行つて調べてこの目で見てきたわけでありまして、アメリカ五十州全部そういう時価プリンスブル、そしてランド・ユース・アセスメントという形でことをやつて契約をし、ハワイなんかも非常に契約を重んじベナルティーは高いわけですが、そういうことをやつております。

そういうことで、今回の日本のは小型版でありますけれども、そういう形でやはり農業といふものはそれなりのメリットもあるし、農業を継続するといふ契約をする以上、やはりユース・バリュー・アセスメント、普通の固定資産税の時価、まあ日本は時価じゃありませんけれども、時価でかけていまして、たてまえとしてはそういうことになつておる。しかし、そういうことと別途に、そういう形で農業をやるといふのはつきりしたことが認められる限りユース・バリュー・アセスメントという形で安くするといふことは、グリーンベルトを保持するその他の意味でよろしかろうと思つておられます。

それで、いまの御質問で、一体長期安定がいいけれども、土地税制で何か片がつかないか、もつとこれが決め手というものはないかといふことであります。それはいづれも政治家の方は世界にたくさんいらつしやる、また財政学者もいるわけでありまして、同じ思いを持っているわけであり土地を欲しいといふような、それから経済的な需要供給の中ではこれは共通のもの。だけれども、残念ながら土地問題をやはり税制で片づけていといふ国はどつもない。

先ほど言いましたように、大きくはやはり最低限を國が、あるいは地方団体がめんどろを見る、要するに土地を買い、そしてみずから公営住宅を提供する。そして公営住宅をいまみたいなものにして、できるだけカンファタブルなものに経済発展とともになつていくといふことしか——英國、先ほど労働党の話もしましたけれども、労働党、保守党交互にやつていく國、あるいはフランスもそうでありまして、イタリアもそういう形で公営住宅の導入、そして、その中で各国とも持ち家といふことを優遇しているのですけれども、しかし、それは最低限の公営住宅に住めるといふことがあつた上で、もう少し個人の自由が欲しいといふことであれば持ち家を持つといふことで、切れる味のいいある政策組み合わせといふものは、私も

については十分勉強され、御承知のことになるかと思ひますが、したがって、去年の暮れまでは意見の変わつてこられる方もおられるとは思ひますけれども、全体の大勢として、さてと考へますれば、見直しというのは大勢を占めるというようなことはなるまいと、こう思ひます。

これはしかし、やがて四月にもなりまして国会で税法の審議が議されますというところ、国会での御議論などを十分税制調査会でも役所の方から御披露願つて討論することもありましよう。ただ、グリーンカード制そのものを議題に積極的に供するということはないかと思ひますが、しかし、恐らくそういうことも議論の対象になることはこういう時節ですから当然だと思ひますが、いまのところ、したがってそういう議論を踏まえてどうだこうだというふうに申し上げることは、ちよつとむずかしいのであります。

それから、所得税の減税であります、所得税の減税といふことはいづれはなすべきであらうといふふうには税制調査会でも考へておつたわけでありまうけれども、その実施をたとへば五十七年度といふことでありますれば、それは多数の意見としてはむずかしい、それはあきらめざるを得ないといふのが結論でありましたので、したがひまして、課税最低限をどうするか、高額所得者の関係はどうするか、あるいは税率構造をどうしたらよろしいかといふところまでの御議論はなかつたのであります。

したがつて、税制調査会の議論を踏まえての所見といひまして課税最低限を優先すべきであるとか、あるいは大蔵大臣のおっしゃつていらっしゃる趣旨が優先されるべきであるかといふようなことについてここで申し上げるわけにもいくまいと思ひます。

いづれにしましても、両方とも恐らく審議の対象にして妥協な結論を出すといふことがいづれかの機会にはあるかと思ひますけれども、どうも昨今の経済情勢なりあるいは財政の見通し等から言ひますと、どうも減税を論ずる、所得税の大幅減

税を論ずるといふようなことはすぐには来ないのではないかと、はなはだこれ申しわけないんだけれども、そのような感じがいたします。

○参考人(前川精一君) 私どもでは、日本商工会議所といひましては、グリーンカードにつきまして、正式な問題としてはまだ取り上げておりませんが、委員会の休憩時間あるいは雑談の際に、いろいろさやかれることはますます頻繁になつてきたわけでありまう。

そこで、私がよく質問を受けるのは、本当に五十九年一月から始まるんですかと、それでこれからでも間に合ふんですかといふことと、それをやるためにどのくらいの人が必要でしようかといふ質問。それから新聞には三年間延期をしてマル優の枠を、三つのマル優についてはそれぞれ三百万円を五百万円にして千五百万円にする、そういうふうな骨を少し抜いて実施をする考え方もあるんだと、こういうような話題が出ております。

そこで、この次は私見でございしますが、私は、まずグリーンカードをぐじぐじやうて三年延ばすといふのは余り意味がない。三年延ばすならばやめた方がよろしいといふことですね。次に、先ほど先生方のうちでおっしゃつておつた、グリーンカードの実施も結構であるけれども、課税最低限を引き上げるのがもっと緊急な問題である、これには大いに同感をしております。といふのは、各税種目がどのくらい税金が上がつておるのだらうといふのを大蔵省から発表されておられます、日本の場合に相続税、相続税といふけれども、その税収の総額はたしか六千九百九十億円と、約七千億円であります。これに對しまして、法人税と所得税は両方合せて二十七、八兆の金額に相なるかと思ひます。すなわち働いたものはほとんど取つていくという体制でやつておるんですから、私はグリーンカードで総合課税の効果をおねらうなんといつても、逆にこれは行政改革に逆行しまして、人件費をふやすのが関の山と、あえて言うならばそのような考えも持つております。

最後に、これも私見でございしますが、場合によつてはマル優制度をやめて財政の方へ回してはという考えも持つております。

それを少し具体的に申しますと、各利息それから配当金についても、配当金は必ず出場所がはつきりしておるんですが、分離課税が行われております。ですから信託銀行は幾ら、農協は幾ら、あるいは郵便貯金は幾ら、銀行は幾ら、何%というパーセンテージを設定しておくわけで、挙げてすべての金融機関に任せてしまへば、それを徴収する費用は、国の方は黙つて受け皿を持つていけばほとんど税収として上がつてくるのではなからうかと。いわゆる総合課税をしないで、別個に払ひつばなしにするというのが私の個人的な見解でございます。

以上でございます。

○多田省吾君 最後に、小倉参考人にもう一回お尋ねしたいと思ひます。

私は、せつかくのお答えをいただきましたが、やはり課税最低限の引き上げは早急に、五十七年度からでも図るべきである、このように思ひます。すでに勤労者の可処分所得は二年連続してマイナスになつておりました、また、税収不足は五十六年度で補正後一兆円以上の大幅不足になるのではないかと申され、昨年十月十二月期の実質経済成長率が七年ぶりのマイナス成長、マイナス〇・九%といふことで、その原因はいろいろありまうけれども、輸出の大幅落ち込みを内需の増加で埋めきれなかつたという点にあると申されております。この内需回復のためにもぜひ私は必要だと、このように思ひます。

それで、お尋ねしたいことは、一つには一兆円以上の税収不足が五十六年度に生ずると予想されておりますが、これだけの税収の落ち込みがございしますと、当然五十七年度の予算にも大きく影響してくることは明白であります。政府は、この予算審議中であつて樂觀論で逃げ切らうとしておりますけれども、新しい会計年度になつても前年度分の税収見込みが立たないようでは制度的に非常

にまずいんじゃないか。その理由は、民間の企業の決算期が三月に集中しているといふことであるわけでございますが、これら民間企業の決算期に合せて税収見通しが明確になるように、国の会計年度の設定方法を見直す必要があるのではないかと申されておりますが、その辺どうお考えになるか、これが一点。

それからもう一点は、パートタイマーの方たちの税制についてお伺ひしたいと思います。現行では、年間七十九万円までは非課税になつておりますけれども、この額に達するにはごく平均的な時間給で計算しましても十カ月以上働けばこのようになるわけですね。それで十カ月以上働くと課税されるということ、これは大変困るわけですね。税制の考え方としては、せめて一年間働いてもパートタイマーの方たちの場合は課税されないうらに引き上げるべきだ、九十万円から百万円ぐらに引き上げてしまふべきではないか、このように考へますが、どのように考へられておりますか。この二点、小倉参考人にお伺ひいたします。

○参考人(小倉武一君) 最初の、税収の見積もり等の関係で、会計年度の変更まで考へるということについての御示唆であります、税制調査会では会計年度の改定といふふうなことを議論したことはないうちに思ひます。最近の財政収入の非常に苦しさから、むしろ何といひますか、普通ならば翌年度の収入になるものを前年度の収入にするといふふうにしております。そういうふうに変えたようなことも、なかなか税収見込みも会計年度過ぎても出てこないといふようなことになつてゐることもありまして、会計年度だけ問題でもどうもなさそうに思ひます。

それからもう一つは、パートタイマーの課税の問題であります、これはたしか昨年ですか、若干枠を、限度を広げまして、このときも若干議論がございしましたし、そういうパートタイマーの方の御意見も反映をしたことがございしますが、さらにそれを広げるといふことにつきましては、まだ検討をいたしております。

なお、せっかくの御意見でございいますから、他の問題とあわせて審議をするというふうなことがあり得るかと思ひます。

○近藤忠孝君　じゃ、小倉参考人にお伺いしますと、税調が租税特別措置について新設を認めないとか現行の措置を厳しく見直していく、さらに政策効果の薄いものを廃止していく、こういう方針を出していることは、これは大いに歓迎いたします。

そこで、若干お伺いするんですが、ただ、そうは言ってもまだ見落としているのがあるんじゃないかという感じがするんですね。

そういう点で、一つだけ例を挙げますと、特別措置よりもっとほかの効果が大きいもの、たとえば代替エネルギー関係は現に昨年度から今年度に際して、ああいう制度があるにもかかわらず大規模投資が減っているわけですね。その原因というのは、これはやはり原油価格が安定したからですね。そうしますと、税制よりも経済的な問題の方がむしろ根本であって、税制は余り役立っていないんじゃないか。元来、そういうものは各企業の責任においてやるべきことであるし、企業の存続に関する問題ですね。これから原油価格が高騰するということになれば、またこれは税制がどうあるかと一生懸命やるわけですよ。となれば、むしろこの辺はやっぱり見直しの対象に入ってもよかつたんじゃないかと思ひます。

これは一つの例ですけれども、全体的に言いますとやはりほかのことで十分に目的を達し得るものについて税制での優遇措置というのは、むしろこれは必要ないんじゃないかと、そういう点について御意見を賜りたいと思ひます。

○参考人(小倉武一君)　それはお話しのとおりでありまして、他の政策でもって目的の達成が得られるもの、また達成すべきもので税制でもって軽減をする、法人税なり所得税を軽減して目的を達成するとういうようなことはいたしたくないと、従来ともそういうような方針であったわけでありまして、お尋ねの例としてお挙げになりましたエ

ネルギーの問題については、これはエネルギーの対策について必要なエネルギーの設備の合理化をするというふうなことは、いわばどうも国策として推進されておるといふようなことでもありますので、税制面からでもできれば必要な措置を講ずるというところは、これはあるいは妥当であるというふうな言い方をするんだと思ひますけれども、無論今後の石油価格の、原油価格の状況等もありますから、この制度はいつまでも適当であるというふうな申し上げるわけではありませぬけれども、制度創設のときはこんなに原油価格が安定するとは、あるいは場合には下がつていくんだというふうなことは見通しすることができなかったという事情もお含みおきを願ひたいと、こう思ひます。

○近藤忠孝君　結構です。

○三治重信君　小倉会長にお尋ねしますが、所得税減税問題がこの予算後、四月から衆議院の大蔵委員会で議論されるようになっておるんですが、したがって税制調査会でも議論されると思ひますが、だからいまからの問題なんです、個人的な御意見を伺ひたいわけなんです。

私は、政府がいま答弁しておられる、また大蔵大臣がいままで答弁されたように、日本のいまの財政状態その財政再建のめどがつけば所得税の減税を考へるという態度では、これはとてもじゃないが、景気がどんどんよくなれば別だけれども、ちょっと世界の不況状況や日本のいまの財政事情からいけるといふと、そういうことを言えと言うほどこれは所得税減税問題から避けて通ろうとしていてという気持ちで非常に強固であられてま

ずい、もう少し真剣に今後取り組む姿勢というものが必要じゃないか。それはいわゆる財政再建のめどがつけばというものは、これはとうてい、財政再建のめどというものは五十九年の赤字公債をゼロにするというめどだけで財政再建なんというん

じゃとてもないんじゃないかと思ひますが、その点の御意見を伺ひたい。

○参考人(小倉武一君)　財政再建のめどがつけば

云々というところは、もうすでに御承知のとおり、税制調査会でそういう趣旨の答申をいたしておりますし、政府の方におかれましては従来そういう御方針だったかと思ひますが、昨今国会の方でこの所得税減税というのをもう早い時期に行えと、こういう御意見が非常に強いこともこれまた承知しております。

ただし、それは申しまして、そういう御意見を尊重しなきゃならいませぬけれども、じゃ減税の財源をどうするんだということも、またこれ税制調査会等で減税ということについて意見を言う以上は、その見通しがどうなるんだろかということにならなくて、これはちょっと片手落ちなことになります。ところが、そのめどというものがこれはちょっとつきにくい、はなはだ困難であるという

のがどうも現在の事情であります。無理に減税と、しかもいんな減税の意味あるいは意図、目的もありましようけれども、いわゆる大型減税というふうなことになるますという、いよいよもつてその財源がどこから生み出せるんだろかと。

一つ望みを託するのは行政整理といいますが、臨時行政調査会でのような行政の整理、それによつて歳入の節減ができるんだろかというところが一つの参考になるかと思ひますが、どういふふうにかこれからの結論を臨時行政調査会においてお出しになるのかということもまだ見当がつかかねるというふうなこともございまして、早急な所得税の減税というものを具体的に進めるといふことはこれははなはだ至難な現在の状況であるといふふうに私は思っております。

○三治重信君　そうすると、一般の新聞やマスコミなんかで報道されておるように、所得税減税を早急にやらねばならぬというならば、それにかわる財源をつくらねばならぬと、こういう御意見に

つながつていくんじゃないかと思ひますが、もしもそういうふうなときに、大型間接税というのは非常にこれは抵抗が強いと思ひますが、自然の

それで、一つは税制を改正しなくても、自然の

形でも、まあ何と申しますか、所得税と法人税がふえてくる。その三〇％ですか何か地方へ交付税として行く。地方財源、地方財政というものとこれは非常に密接につながってくるんじゃないかと思ひますが、所得税減税のかわりにということと見合つてこの地方税制、また地方の交付税というふうなものについての検討は全然マスコミの報道にないんですが、小倉会長個人とされてもそういうふうな、何とか国全体なんだから、間接税と大型消費税と所得税というのではなくて、もう少し幅広く、地方税や交付税も含めたようなやつをやると、もう少し幅広く散らばるんじゃないかというふうなことに對しての議論あるいは考へというものはどうなんですか。

○参考人(小倉武一君)　お話しのように、中央政府だけではなくて中央地方、府県あるいは町村の財政と一緒に考へなきゃならぬというふうなことは、はなはだごもつともな御意見だと思ひます。特に、こういうふうな財政が窮乏なときはなおさらのことでありまして、交付税につきましては、税と名前がついてはいますけれども、実は税制調査会の所管といふんです、税制調査会の所管といふのはおかしいんですけれども、どうも所管になつていないようなんです。そういうこともありまして、余り深く議論されたことはございませ

ん。財政審議会ですか、財政調査会ですか、あるいは地方制度調査会、こういうところで論ぜられるべきむしろ問題でありまして、多少のあれば、大いにかかわりはありますけれども、地方財政の立場に立てば、やっぱり地方財政も同じように非常に苦しいんだというのを絶えず申されてお

ります。そして地方の自主財源というものをむしろ拡大をしたいというふうなことがかねての御主張でございまして、交付税を節減するとかその他

というふうなことはこれまたなかなか言うべくして行われにくい、実行をしにくい、そういうふうなことははなはだむずかしい問題を持つておるといふ

うに私は承知しております。

税の課税をされるというときに必ず評価がえが行われるわけだ。そうすると、大抵土地を持っておいて、その中小法人の事業の成績がわりとよろしい、わりとよろしいというのは、大企業みたくは何億円の税金を納めるんじゃない、まあ欠損はしないし何千万かの税金を納めておけるという程度の会社になりますと、自分のところの株価は高い。それから自分が使っているところの事業用の土地あるいは自分が住んでおる居宅、こういうものがほとんど相続財産評価額に基づいて全部物理的に把握されますから課税を受けるわけです。

もちろん延納制度がありますが、それによっても、よく言われますが、相次いで三代が相続した場合には商工業者の持っている財産というものはほとんどなくなっちゃうだろうと。なくなっちゃうというの、最終的には現在二千万円の基礎控除と相続人一人に対して四百萬円の控除がありますから、相続人が二人おれば二千八百萬円までは残るけれども、保険まで全部一定額以上は課税をされますので、簡単に申していま野末先生の御質問は、三代不幸にして連続して相続が行われたような場合にはほとんどなくなっちゃうだろうと、こういうふうには言われていました。したがってその対策が欲しいと。

それからもう一つの問題は何ですか。
○野末陳平君 グリーンカードで何が心配なのかということ。
○参考人(前川精一君) これは、グリーンカードというふうなものがあると、大体納税者の心理といたしまして、何もかもさらけ出してあからさまになるのではなからうかと、したがって、その枠から外れる物にかえておきたいと、これはゼロク

ーボンでありあるいは金そのものであるというところへみんなの目がいくわけですね。これは言うなれば、国から考えれば円の海外流出になっちゃうわけですね。したがって、ますます円安になり日本の産業を維持しておる石油を買い金がたくさん出るようになって、私は非常に日本経済というのは大きなジレンマに陥るだろうというふうに考え

ております。

しかも、輸出の方は円安になれば非常にもうけが出るんですけども、貿易摩擦がたまたまヨーロッパでもアメリカでも日本へ向けて集中をしているという現状では、恐らく円の海外流出におけるものを内需に置きかえるということとは、所得減税を先行しなければいけません。そこでもやりようがないと。これもぐずぐずしていると一年、二年とたっているうちに何となくおかしくなっちゃういはしないかというふうな気がしてならないのであります。

ただ、心理的に全部をさらけ出して見せるのは嫌だというのが納税者の心理ではなからうかと思ふ。要するに、もうかつたものをちゃんとまじめに税金を払っているのだからいいじゃないかと、こういうのが大多数の納税者の御意見だというふうには接するたびに感じております。

以上でございます。

○野末陳平君 ありがとうございます。
小倉参考人にも一、二問お伺いしたいのですが、累進税率がきついているのはもう常識になっていて、これをなだらかにしなさいというふうなことを大蔵大臣もおっしゃるのですけれども、このなだらかといつても平均的にぐつとなだらかと、どういふふうになるのかと見てもつかないんで、小倉参考人の個人的なお考えで結構なんです。いまの累進税率のきつさの影響を一番受けるというのはどの階層なんですか。それから、辺ちよつとアドバイスをお願いしたい、これから考

えるのに参考にしたいと思うんです。これが二問目、二問目は、やっぱり税制というのはもとと複雑で、仕方のないものかもしれないが、それにしても余りにも一般の納税者にわかりにく過ぎる面があるんですね。たまたま、先日ここでもって大蔵大臣にお聞きしたんですが、主婦のパートが七十九万円で税金問題起きなくて、今度内職になると所得ベースで二十九万円で、これは税法上はそのとおりなんだけれども、これは絶対

素人にわからない。わからないのに納税者にどうやって説明するかということになりますと、まあ申告してないや実害もないだろうし、いいんじやないかなんといういいかげんな話になってしまっています。

これは、理屈はそのとおりであるかもしれないけれども、もっとわかりやすく、たとえばいまこの問題にこだわれば、収入ベースで百万円ぐらいまでは雇用関係の形態を問わずやっぱりこのぐらゐとか、そんなようなことがなければいけないんじゃないか。おまえは事業所得だ、おまえは雇われていて、おまえは家で仕事をやっているがちゃんと雇用関係があるからこれは源泉徴収だとか、こんなことを決めていく税法じゃあちょっとわかりにくくして思っているんです。

その二点について、ひとつ簡単にお願いしま

す。
○参考人(小倉武一君) 最初、税率のいわば構造の問題についてのお尋ねでございます。どの所得階層が税金が重いと考へておられるのか、これは納税者じゃなくても私の感覚をお聞きになったように思うんですけれども、これはちよつと申し上げにくいわけですね。ある方は高額所得者、限界税率に近いような税を納めておる方に非常に高い、こ

うおっしゃれば、なるほど外国と比べるとわりと高くなるというところ、これは高くなるわけですね。他方、じゃ低い方見てみると、これまた諸外国と比べると日本は少し甘くなっている。だからこつちはむしろ税が軽いんじゃないかと。特に、ちよつと差しさわりがありますけれども、OLと言われる方などはどうも税金が軽いというふう

に、これは巷間伝えているところですがどうも怪し、それはなるほど独身のあれを見ますとどうも怪し見えるようなカーブになるわけですね。そこで、もっと幅広く所得税をお願いをするということにはた方がよろしいというふうに考えるのか、あるいは昨今の先進国の例のように余り高い税率をするからかえって所得の把握がむずかしい。むしろほどほどの税率の方が納税もしや

すいし、昨今の経済学じゃありませんけれども、税収もふえる。そこまじいかないかどうか知りませんけれども、そういうふうなこともあり得ますので、やはりこれは真剣に検討してまいらな

らぬ。
恐らく、所得税の減税がいつできるかどうかは別問題にしまして、基本的な税制のあり方を考える場合には、課税最低限の問題と同時に、この税率構造をどういふふうにした方がよろしいかというのが最大の問題であらうと、こういうふう

に考えています。
○野末陳平君 もう一問、税制のこと。
○参考人(小倉武一君) もう一つは税制の複雑だということ、これはもう全く私も同感で、何年税制調査会の委員をしておたり、最近では会長の席を汚しておるんですけれども、どうも個々の税制についてお聞きくださってもいまこで即答ができません。余り不勉強なせいもありますけれども、恐らくむずかしい。法律私やたこともありませんけれども、なかなかこの税制の法律はむずかしい法律であることは、これはもうお話のとおりであります。

ただ、世の中になかなか賢い人がおられて、おほかた法律でわかりやすい法律ではどっかにまた抜け穴があつて、それが利用されるというふうなことをやっぱり税制当局では心配される。したがって精緻をきわめるといふようなことにな

るということになって、もつと日本の国民各位の方が納税意識に燃えておればおほかたな税制が通って、なるほどこれはこうだといふふうなことでいくんじやないかと思ひますが、できるだけ税は免れたいというか、節税したいと、こういうふうな意識を前提にすると、そういう意識を前提にしては本当はいけないと思ふんですけれども、どうも素人といひますか、一般の方にはわかりにくい

税制になる。そういう結果がいまのようなことになつておるといふので、先生のおっしゃるようにもう少しわかりやすい税制ということ、そういうことをねらうなら当然税制改革、税制の改正に

ついても常々考慮すべきことかと思えます。

○野末陳平君 どもありがとうございます。

○委員長(河本嘉久蔵君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々には、長時間にわたり本委員会に御出席を願ひ貴重な御意見をお述べいただきました。まことにありがとうございます。重ねて厚く御礼を申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十三分散会

昭和五十七年四月五日印刷

昭和五十七年四月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局